

平成25年生活保護基準訴訟最高裁判決を踏まえた保護費等追加給付業務委託仕様書 新旧対照表

新	旧
<p>1 目的～3 本業務における追加給付対象者と追加給付対象者数（略）</p> <p>4 業務内容 (1)～(4)（略）</p> <p>(5) 追加給付対象者に対する支給決定の通知 当月分の追加給付対象者について、保護追加給付決定通知書を作成し、発注者の決裁後、封入封緘のうえ、発注者が別途指定する窓あき封筒にて追加給付対象者へ送付すること。 なお、各決定通知書の送付に係る郵送料は受注者の負担とし、窓あき封筒の発注や購入等に係る経費についても受注者の負担とすること。 また、送付後、サマリーデータに送付日を入力し、実績管理を行うこと。</p> <p>(6) その他発注者が行う保護受給中世帯に対する追加給付への協力（略）</p> <p>5 実施体制～13 その他（略）</p>	<p>1 目的～3 本業務における追加給付対象者と追加給付対象者数（略）</p> <p>4 業務内容 (1)～(4)（略）</p> <p>(5) 追加給付対象者に対する支給決定の通知 当月分の追加給付対象者について、保護追加給付決定通知書を作成し、発注者の決裁後、封入封緘のうえ、発注者が別途指定する窓あき封筒にて追加給付対象者へ送付すること。 なお、各決定通知書の送付に係る郵送料は発注者の負担とし、窓あき封筒の発注や購入等に係る経費についても受注者の負担とすること。 また、送付後、サマリーデータに送付日を入力し、実績管理を行うこと。</p> <p>(6) その他発注者が行う保護受給中世帯に対する追加給付への協力（略）</p> <p>5 実施体制～13 その他（略）</p>